

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和元年9月9日（月）  
午前9時～  
場 所 第1委員会室

## 審査内容

- 1 議案第57号 平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について（都市）
- 2 議案第61号 平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について（農林）
- 3 議案第77号 山陽小野田市森林環境整備基金条例の制定について（農林）
- 4 請願第2号 横土手農業振興地域内の農用地区域の除外に関する請願書

～～～一般会計産業建設分科会終了後～～～

- 5 陳情・要望について

※審査番号4は午後1時から固定とし、審査番号5は一般会計産業建設分科会終了後に行います。

# 山陽小野田市森林環境整備基金条例の制定について

## 1. 森林環境税(仮称)の創設 [平成36年度から課税]

納税義務者等:国内に住所を有する個人に対して課する国税  
 税率:1,000円(年額)  
 賦課徴収:市町村が個人住民税と併せて賦課徴収  
 国への払込み:都道府県を經由して全額を国の譲与税特別会計に払込み  
 その他:個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関して所要の措置

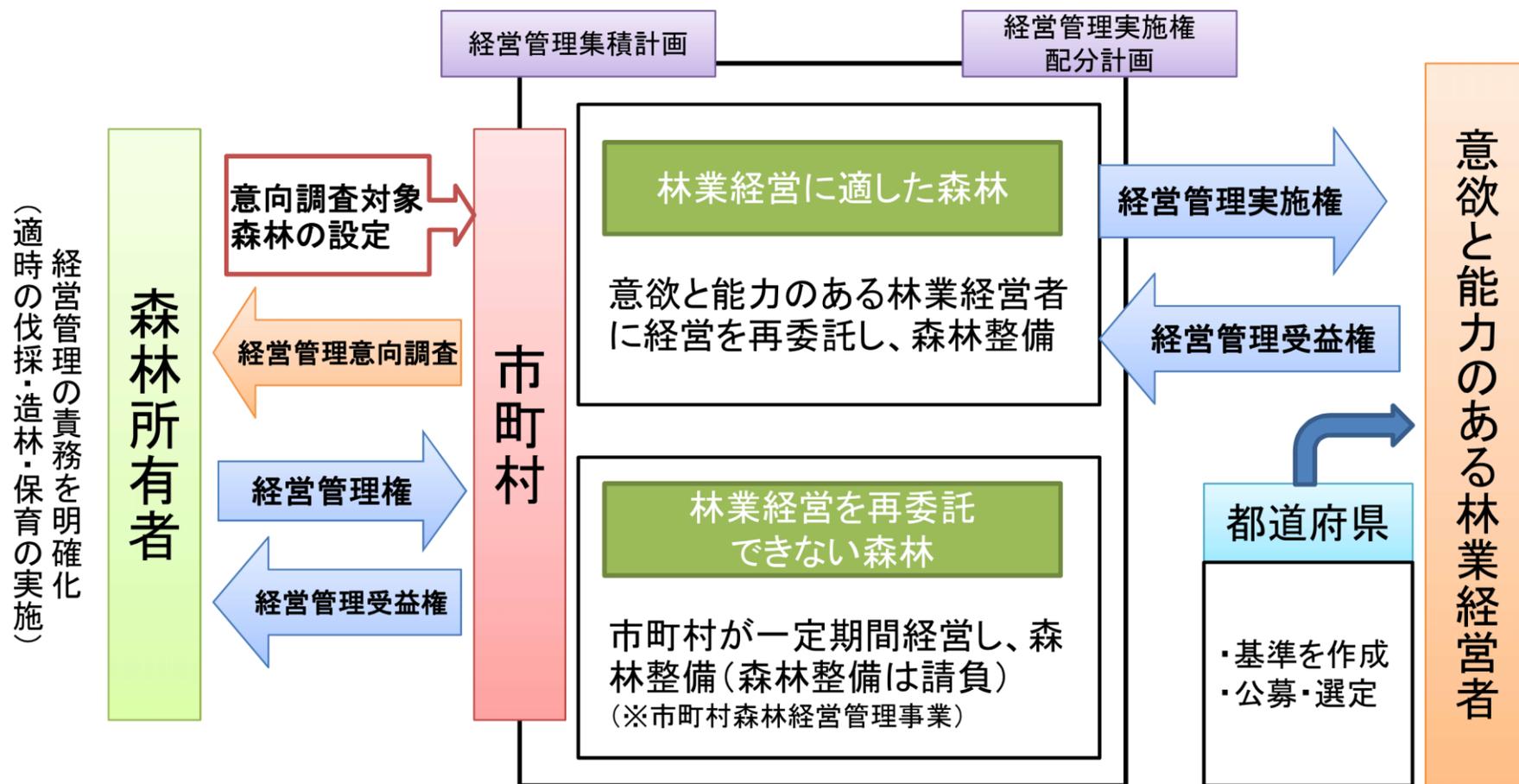
## 2. 森林環境譲与税(仮称)の創設 [平成31年度から譲与]

譲与総額:森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額  
 譲与団体:市町村及び都道府県  
 譲与基準:  
 (市町村)総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分  
※私有林人工林面積については、林野率により補正  
 (都道府県)総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分  
 使途:  
 (市町村)間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用  
 (都道府県)森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用  
 使途の公表:インターネットの利用等の方法により公表

## 3. 制度創設時の経過措置

- 平成35年度までの間における森林環境譲与税(仮称)は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金により対応。
- 平成36年度から平成44年度までの間においては、森林環境税(仮称)の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

# 森林経営管理制度(森林経営管理法)の仕組み



注1:「意向調査対象森林」とは、施業履歴や森林の現況等から、森林のもつ機能の発揮の観点から経営管理が行われていない未整備森林。

注2:「経営管理権」とは、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を一定期間のあいだ行う権利であり、市町村が意向調査を経て森林所有者から取得

注3:「経営管理実施権」とは、市町村の委託を受けて伐採等を実施する権利であり、林業経営者に設定する権利。

注4:市町村は経営管理集積計画や経営管理実施権配分計画において、具体的な経営期間や施業の内容、金銭の授受(販売経費と経営経費を算定)等を規定。

# 横土手農業振興地域内の 農用地区域の除外に関する請願書

令和元年8月作成

紹介議員 高松 秀樹議員  
紹介議員 藤岡 修美議員

横土手地区(水利組合)農地所有者  
水利組合 高橋 功  
横土手自治会長 西野伸幸  
横土手元自治会長 西野敏之

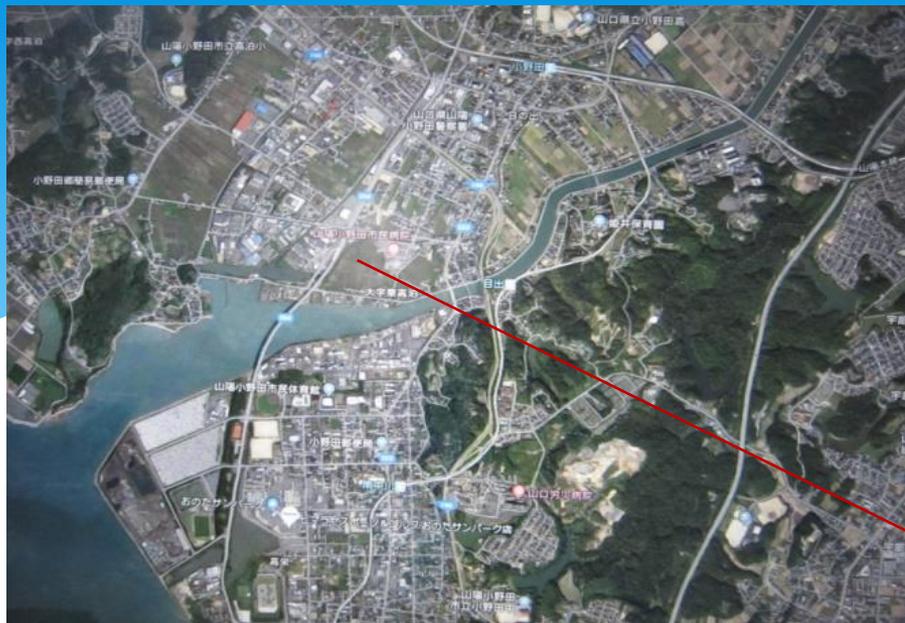
## 「農業振興地域」とは

今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行う。

## 「農用地区域」とは

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

農用地区域に指定した土地は、農業上の用途区分が定められており、原則としてその用途以外の目的に使用することはできない。



【横土手の農用地区域周辺の写真】



【横土手の農用地区域の拡大写真】

## 【要 旨】

1. 横土手の**農用地区域**の自作農家はほとんどいない。  
約2万坪の内、無償委託:約70%、耕作放棄地:約15%、自作農:約15%
2. 所有者全員が**農用地区域除外**を切望。(農用地区域では、税金を払っているが、全く収入は得られない負の財産となっている。)
3. 無償委託を辞退された場合、雑草管理が高齢化で困難な上、後継者もほとんど横土手にいないため自主管理は不可能。
4. また、雑草管理を業者へ委託しようにも年金生活では費用捻出ができない状況。



近い将来、大部分が耕作放棄地となり、その近辺の住宅地域や市民病院の裏手がキツネやタヌキやイノシシの住む森になってゆく懸念がある。

一方、当地域は湾岸道路、県道223(小野田港線)に面し、市民病院の裏手であること、およびサンパークや市役所等の中心街に隣接していることもあり、これからは住宅地としての土地利用が相応しい。



今後、農用地区域から除外し、市のマスタープラン等(都市計画・地域振興等)の計画に組み入れて、多目的で利用できるようご支援を頂き、山陽小野田市発展のために有効な活用を希望。

## 【理 由】

### 1. 住宅地として最適

当地域は上記写真でわかるように、湾岸道路、県道223(小野田港線)に面し、市民病院の裏手であること、サンパーク(商業施設)や市役所、図書館、市民館、警察署、消防署等の公共施設が隣接していることもあり、住宅地として大変便利。

### 2. 高齢者の住みやすい環境

当地域は中心街まで徒歩、電動車いすで20分、自転車ですら10分と車が無くても生活が可能であり、高台の団地等に退職されて住んでおられる方々は、家の修理費用、車の維持費の捻出が困難な状況の中で、一人二人で住める安い家賃のアパートを横土手地区に準備すれば、年金で十分生活が可能。

### 3. 若い労働者の確保

一方、地元企業は人手不足の問題が深刻化しており、若い労働者の確保が急務であり、上記で空いた高齢者の住居や、空き家をリノベーションし、安く提供できれば、県内外からの労働力も確保することも可能。

#### 4. 人口増加

さらに、市民病院の周辺に福祉施設を併設すれば、高齢者にはより住みよい環境を提供でき、小野田インターからも近いことから、県内外からの流入も期待。

#### 5. 憩いの場

また、横土手地区の土手沿いに流れる有帆川は昔と比べ、非常に透明度が高くなっており、将来の発展した山陽小野田市の中心街に相応しい憩いの場となりうる。

以上素人的な考えを述べましたが、市職員の方々や、議員の皆様方のお知恵を頂きまして、本地区が山陽小野田市の発展のために役立てればと願っております。